

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表 (令和7年4月～令和8年3月)

施策番号		(1)①	経営戦略 ページ数	P26	所管課	ガス水道供給課						類 型	評 価	
施 策 名		水源の確保										I	B	
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 複数水源の適切な確保により、安定供給を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 計画的な更新と維持管理により井戸を良好な状態で維持するとともに、北千葉広域水道企業団からの受水量を維持し、安価で安定した水源を確保しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 本市の水源である井戸からの地下水取水については、地盤沈下の観点から取水許可水量が厳しく制限されています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市の水源は、本市が保有する井戸から取水する地下水と、北千葉広域水道企業団から受水する江戸川の表流水の2系統となっています。北千葉広域水道企業団からの受水量では不足する分を井戸からの取水で賄っています。複数の水源を有していることにより、緊急時における安定供給の継続性を高めています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 現在本市の井戸は、老朽化により、取水できる水量は減少傾向となっています。そのため、計画的な更新と維持管理が必要であるとともに、水需要に対応するため、もう一つの水源である北千葉広域水道事業団からの受水量の維持が必要です。												
	目的達成および 課題解決のための 取組	北千葉広域水道企業団からの受水量を維持するとともに老朽化している井戸の統廃合および計画的な更新を図ります。 また、更新工事の工法について、既存井戸用地内で掘削できるドーナツドリル工法の採用などを検討します。さらに、導水管整備費などの付随する投資費用も含め、費用対効果を検討して、最適な内容で実施します。												
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	北千葉広域水道企業団からの受水量 (m3/日)	目 標 値		18,300	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	
		実 績 値	16,100	18,300	18,300									
	令和7年度 の取組	取水井戸更新計画を千葉県水質保全課と協議して、概ね了承されましたが、将来の許可水量確保や、新規井戸掘削許可の確約を得るまでには至りませんでした。 思川開発事業の工期延期により、北千葉広域水道企業団からの受水量は18,300m3/日でした。												
	課 題	千葉県水質保全課の担当者が異動することを考慮して、取水井戸更新計画をその都度、説明する必要があります。 今後、新規井戸を掘削するためには、工事の作業スペースや導水管整備、周辺の住環境等の精査をし、土地を適切に選定する必要があります。 また、思川開発事業の工期延期により、令和8年度までは受水量18,300m3/日となる予定です。												
	今 後 の 取組	導水管整備で関係するガス水道建設課と情報共有を図りながら、引き続き千葉県とも協議、確認を行ってまいります。新規井戸用地に関する情報についても収集を続けていきます。 また、北千葉広域水道企業団からの受水量は、引き続き、可能な限り確保するよう努めてまいります。												

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)②	経営戦略 ページ数	P28	所管課	ガス水道供給課	類 型	評 価
施 策 名		水質検査体制の充実					Ⅱ	A
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 安全・安心な水道水を届けるため、水道法で定められた検査項目基準に適合しているかを判断し、万が一の異常も早期に発見することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 日頃から水質に関連する情報を収集するとともに、職員の知識・技術の維持向上が図られており、社会情勢や環境問題に起因した、国の示す検査項目の増加や基準値の変更などが発生した際に、迅速かつ正確に対応できるよう検査機関との連携を図り水質基準適合を維持しています。						
	現状と課題	➤国や社会の動向 社会情勢や環境問題により、国の示す水質検査項目は、増える傾向にあります。 ➤これまでの「取組」と「現状」 国が定める水質基準を満たすよう原水の水質に応じた水道施設を整備・管理することにより、安全性を確保しています。しかしながら、水道水には水質汚染や異臭味が発生する可能性があります。 このような状況の中で、水道水の安全性を一層高め、お客さまが安心して飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓（蛇口）に至る総合的な水質管理を実施することが重要であり、それを確実に実行するため習志野市水安全計画に基づき、水質検査を実施しています。 また、毎年度、水質検査を実施する項目、採水の場所（水源、給水場および給水栓）および検査回数を定めた習志野市水道水質検査計画を策定し、それに基づき水質検査を実施しています。 さらに、東日本大震災以降、危機管理の一環として放射性物質（放射性セシウムなど）のモニタリングも実施しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 水質値を正確に検知するため、検査用水の採水技術や水質検査技術の継承が必要です。						
	目的達成および 課題解決のための 取組	今後も確実な水質検査を実施するとともに、研修などによる検査職員の育成にも計画的に取り組み、水道水の安全性を確保します。水質基準については、今後も国の動向を注視し、水質検査計画を策定します。						
令和7年度の 進捗状況	令和7年度の 取組	水質検査マニュアルを活用し、採水方法や試薬の使用方法を担当者が採水業務に従事する職員を同行させOJTを実施しました。 また、水道法で定められた水質基準項目などを、習志野市水道水質検査計画に基づいた検査場所、検査方法により、水道水の安全性を確認しました。						
	課 題	水質値を正確に検知するため、水質検査における採水は繊細な作業が求められます。このことから職員の検査技術の継承が必要です。						
	今 後 の 取組	PFAS（有機フッ素化合物）の「PFOS」と「PFOA」について、2026年4月1日より水道法に基づく水質基準の適用が開始され、全国の水道事業者に対して原則3カ月に1回の定期検査と基準値（PFOS・PFOAの合計値で50ng/L以下）の遵守が義務化されました。 このことから、「PFOS」と「PFOA」を含む水質基準項目の水質検査を適切に実施するとともに、研修等を活用のうえ検査職員の育成にも計画的に取り組み、水道水の安全性を確保します。また、水質基準については、今後においても継続して国の動向を注視し、水質検査計画を策定します。						

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)③	経営戦略 ページ数	P30	所管課	ガス水道保安課						類 型	評 価	
施 策 名		水道管の洗浄作業										I	A	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 良質な水を安定供給することにより、お客さまからの信頼が更に向上することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 現状よりも濁り水発生件数が低減し、お客さまに安全・安心な水道水をお届けしています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 濁り水の発生は、水道水への信頼を大きく損ないます。 ➤これまでの「取組」と「現状」 一般的に、水道管は鉄、鋳鉄管を使用している場合、水道水に含まれる塩素によって内部が酸化して錆が発生します。 また、習志野市企業局の水道水は水源に地下水が含まれていることから、鉄・マンガン物質が表流水より多く含まれています。 そのため、水道管内部に錆（鉄分）・マンガン等が付着し、水道水の使用状況の変化（長時間の滞留や急激な水圧・水量の変化）により、水道管内面に付着している錆（鉄分）・マンガン等が剥離することで濁り水が発生します。 このため、定期的に職員による水道管の洗浄作業の実施に取り組んでいます。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 今後は管路経年化率の上昇に伴い水道管内の錆（鉄分）・マンガン等も増加が予想されるため、管内カメラの挿入等により定期的に監視し、錆（鉄分）・マンガン等が剥離する前に除去する作業が必要と考えています。												
	目的達成および 課題解決のための 取 組	より効果的に水道管洗浄作業を実施できるよう施設情報や濁り水発生履歴を整理するとともに、水道管洗浄の専門業者への委託など民間ノウハウ・技術を活用した手法により濁り水の抑制を図ります。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	濁り水発生件数(件)	目 標 値		74	70	66	62	58	54	50	46	42	38	
		実 績 値	78	65	53									
	令和7年度 の 取 組	令和7年6月13日～令和7年7月11日までに5日間に分けて職員の直営による水道管洗浄作業を行い消火栓及び排水栓から、2837.61㎡の排水を実施しました。												
	課 題	古い水道管が多くなるほど濁り水が発生するリスクが高まることになります。今後は、管路経年化率の上昇に伴い水道管内の錆（鉄分）・マンガン等も増加が予想されるため、管内のカメラの挿入等により定期的に監視し、錆（鉄分）・マンガン等が剥離する前に除去する作業が必要と考えております。 民間活用による水道管洗浄作業の委託化を検討しています。 委託化による課題として職員の現場経験が減ることで、これまで培ってきた職員による水道管洗浄作業に関する技術力が低下することが懸念されます。												
今 後 の 取 組	より効果的な水道管洗浄作業の実施するため、施設情報や濁り水発生履歴を整理するとともに、管内カメラなど洗浄効果を視覚的に確認できる設備を有し、高度な知識と豊富な経験を備えた専門的な民間業者への業務委託についても検討しながら、濁り水の抑制に努めてまいります。 一方で、業務委託の拡大により、職員が水道管洗浄の実務に従事する機会が減少することも想定されます。このことから、技術力の確保・継承を図るため、水道管洗浄に関する実務研修の実施など、人材育成の取組についても検討を進めてまいります。													

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)④	経営戦略 ページ数	P32	所管課	ガス水道保安課						類 型	評 価
施 策 名		貯水槽水道の適正管理と直結給水の促進										I	A
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 お客さまの貯水槽衛生管理の負担をなくすとともに、安全で良質な水道水を安心して御利用いただくことを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 3階以上の建物における直結直圧方式・直結増圧方式の採用件数が現状よりも向上しています。											
	現状と課題	➤国や社会の動向 直結給水の促進や貯水槽水道の適正管理により、安全で良質な水道水の供給を目指しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 「3階直結直圧式給水方法に係る実施要綱」および「直結増圧式給水方法に係る実施要綱」を制定し、直結給水の促進を行っています。なお、令和4年（2022）度末現在、貯水槽水道が423件、3階以上の建築物における直結給水が473件です。 貯水槽の衛生管理に関してホームページや広報紙を通じて周知を図るとともに、建物の所有者や管理者へ、衛生管理に関するチラシを送付しています。 また、第4給水場の新設等、配水施設の整備により直結直圧および直結増圧給水が可能な給水エリアの拡充に努めています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 貯水槽のお客さまで、貯水槽水道が設置されている建物の所有者や管理者の所在が判明しないため、衛生管理に関する周知活動が十分に行えないことがあります。											
	目的達成および 課題解決のための 取 組	新規の3階建て以上の建物に係る貯水槽設置を予定しているお客さまに対し、直結給水の条件を満たしている場合は、直結直圧式・直結増圧式を案内し、直結給水の適用を促進していきます。 また、所有者や管理者の所在が不明な貯水槽についても引き続き不動産登記や現地調査等に取り組むとともに、貯水槽のお客さまに対し、適切な維持管理の必要性についてチラシによる周知やホームページおよび広報紙による周知を継続して行います。											
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
	3階以上の建物における直結・直圧件数 (件)	目 標 値		498	523	548	573	598	623	648	673	698	723
		実 績 値	473	515	543								
	令和7年度の 取 組	3階建て以上の直結給水件数は、前年度に比べ28件増加しました。 既設の貯水槽水道設置者に対しては職員による貯水槽設置箇所の現地調査および登記事項証明書等を取得し、所有者または管理者の特定に努め、設置場所や所有者等を記載している貯水槽水道管理表を更新しております。 令和7年度は、所有者（管理者）不明の貯水槽施設の所有者調査、現地調査を重点的に行い、対象施設を残り2件まで減少させることができました。 また、貯水槽水道の衛生管理の必要性について、所有者・管理者宛に個別通知を行うとともに、広報あじさいやホームページ等にて周知しました。 【令和7年度における直結給水実績】※3階建て以上の建物 （1）直結直圧方式：25件 （2）直結増圧方式：3件 【令和7年度末における貯水槽件数】※2階建て以下含む （1）10立方メートル以下：398件（対前年比：△20件）（2）10立方メートルを超える：235件（対前年比：△1件） ※前年度との対比で、減少数が多くなっておりますが、これは所有者調査、現地調査等により、貯水槽の撤去や建物の解体が確認できたものを、貯水槽水道管理表から削除したことによるものです。											
	課 題	所有者（管理者）が不明な貯水槽施設は、建物の相続・売却により、常に一定程度発生する可能性があります。											
今 後 の 組	既存の貯水槽水道設置者に対しては、適正に施設を管理いただけるよう、個別通知を継続するとともに、直結直圧方式、直結増圧方式への変更メリットについて周知していきます。 相続・売却に伴う所有者（管理者）変更等に対しては、個別通知の返送などの発覚時点において所有者調査、現地調査を実施していきます。 また、新規の貯水槽水道設置予定者に対しては、直結給水方式の条件を説明し、直結直圧式給水方式および直結増圧式給水方式を推奨していきます。												

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)⑤	経営戦略 ページ数	P34	所管課	ガス水道供給課	類 型	評 価						
								指標1	指標2	指標3				
施 策 名		施設の計画的な更新・維持管理					Ⅱ	A	-	A				
施策 内 容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 老朽化した水道施設を適切に維持管理・更新することで、将来にわたり安定的に水道水を届けるとともに、ダウンサイジング等による更新コストの削減を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 計画的な更新と維持管理により、水道施設を良好な状態で維持し、お客さまに水道水を安定してお届けしています。 また、重要施設には故障時に備えて予備機を設置し、バックアップ機能を有するようにします。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 現在多くの水道事業者において、水道施設の老朽化が進み更新時期を迎えています。施設の更新に際しては、将来の水需要予測に基づいた適切な規模へのダウンサイジング等により、費用の抑制が求められています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 安定供給を確保し続けるため、水道施設の機能が停止することのないよう「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」を策定し、費用対効果を考慮しながら、計画的かつ効果的な更新・維持管理を行っています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 今後数年のうちに、第1給水場および第2給水場の浄水施設ならびに第3給水場が耐用年数を迎えることから、再整備に向けた計画的な取組が必要です。 また、重要施設のバックアップ機能確保については、既存施設の機能を転用するなど、最適な方法を検討する必要があります。												
	目的達成および 課題解決のため の 取 組	安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局ガス・水道長期整備方針」に基づき、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に施設の更新・維持管理を実施していきます。また、更新にあたり、水需要動向を考慮し、水道施設の統廃合を進めます。 経営戦略期間における具体取組として、 ・第3給水場の廃止 ・第2給水場浄水施設更新（第1給水場浄水施設は廃止する方針） ・第2給水場南側無停電電源装置更新 を実施します。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	①	第3給水場廃止	目 標 値		廃止に係る第1 給水場の一部 改造工事	設計	▶	撤去工事	▶	▶	-	-	-	-
			実 績 値		廃止に係る第1 給水場の一部 改造工事	設計								
	②	第2給水場浄水施設更新	目 標 値		-	-	設計	▶	▶	工事	▶	▶	-	-
			実 績 値		-	-								
	③	第2給水場南側無停電電源装置更新	目 標 値		工事	▶	-	-	-	-	-	-	-	-
			実 績 値		工事	完了								
	令和7年度の取組		①第3給水場廃止 令和7年度から8年度の2か年で契約した第3給水場撤去工事基本設計業務委託について、令和7年度分の出来高を確認しています。 ②第2給水場浄水施設更新 令和8年度の早期に更新工事基本設計業務委託を発注できるように、関係課と協議を重ねました。 ③第2給水場南側無停電電源装置更新 令和7年12月に竣工しました。											
	課 題		①第3給水場撤去工事を実施する際には騒音や振動など近隣環境への影響を考慮する必要があります。 ②当初予定していなかった、配管や電線の切り回し工事が発生し、基本設計の仕様の見直しを行いました。今後も課題が発生したときには、関係課と連携を密に取り合いながら、対処していく必要があります。 実施設計および工事発注についても、従来発注にするか、PPP/PFI方式を行うかの検討が必要です。 ③令和7年12月に竣工しました。											
	今後の取組		①令和7年度から8年度にかけて第3給水場撤去工事の基本設計業務を実施します。その後、令和9年度から11年度で撤去工事を実施し、令和11年度末に完了する予定です。 ②令和8年度から9年度の2年間で第2給水場浄水施設更新工事の基本設計業務を実施する予定です。その中で、実施設計及び工事発注について、従来発注にするか、PPP/PFI方式を行うか検討します。											

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)①	経営戦略 ページ数		P37	所管課		企業総務課 公営企画課					類 型	評 価
施 策 名		定員管理適正化										I	B	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 事業内容に合わせた必要人員の確保と技術レベルの維持を図ることを目的とします。 ➤10年後の目指す姿 水道事業に必要な人材の確保による安定供給および人件費のコスト管理による持続可能な健全経営を維持しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 今後、労働人口の減少が懸念される一方で、年々業務が細分化され、きめ細やかな対応が求められています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる傾向があったため、本市企業局の職員として従事する民間企業経験者採用「ガス水道技術職」を実施してきましたが、現状、全体に占める技術職員の割合は同規模の他公営事業体と比較して低い状況です。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 計画期間における各主要施策の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	必要な人材の確保を図るべく、積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2022)年度から公開している“習志野市企業局魅力発信動画”を活用したPR活動を推進します。 また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組みます。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	職員数(人)	目 標 値		30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	
		実 績 値	29	30	29									
	令和7年度 の取組	令和6年度に引き続き、効果的なターゲティングが可能なYouTube広告機能を活用し、千葉県内の働き世代(18歳～34歳の男女)を対象に「習志野市企業局魅力発信動画」を配信することで、企業局の認知度向上を図りました。												
	課 題	第2次習志野市水道事業経営戦略における各主要施策の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。												
今 後 の 組	必要な人材の確保を図るべく、今後も継続して積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2020)年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組みます。													

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)②	経営戦略 ページ数	P39	所管課	工務管理課						類 型	評 価
施 策 名		人材育成と技術継承										I	C
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 高度な技術と知識を有する人材を育成することにより、水道事業の経営基盤の強化を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 OJTやOFF-JTを通じて専門知識を継承又は習得することにより、的確な緊急対応および施設の維持管理や更新事業ならびに安定した水道事業経営を推進しています。											
	現状と課題	➤国や社会の動向 今後、労働人口の減少が懸念されるなか、定年延長等による労働者の職業人生が長期化し、働き方も多様化しています。また、旧来は設計、施工から維持管理まで、職員が直接対応をしていましたが、近年は、限られた人数で多様な業務に対応するため、業務を委託する傾向があり、現場にて技術を培う機会が減少しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 専門的な資格を取得し易い環境づくりや新規採用職員や転入職員に対して公営企業に特化した研修を実施しています。なお、継続的に技術系の研修等を行っているものの、ベテラン職員の退職等による技術力の低下が危惧されているとともに、若年層において技術職員が少なくなっている状況です。 そのような中、目指すべき職員像を掲げ、技術力および実践力の維持・向上を目的とした「工務部技術関連人材育成ビジョン」を令和4(2022)年9月に策定しました。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 人材育成ビジョンに基づき、計画的な技術力の継承と人材の育成を図る必要があります。											
	目的達成および 課題解決のための 取組	人材育成ビジョンに基づき、必要な技術系研修等の調整管理を行い、各部署に必要な人材の育成を推進します。 また、OJTについても、今まで実施してきた研修に加え、他課の業務に携わって多角的な経験を積むワークトライアル研修や災害時の復旧作業に関わる実技研修を実施し、技術レベルの向上を図ります。											
	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
技術系資格保有度数(件/人)		目 標 値	2.6	2.9	3.2	3.4	3.7	4.0	4.2	4.5	4.7	5.0	
		実 績 値	2.2	2.4	2.0								
令和7年度の進捗状況	令和7年度 の取組	人材育成ビジョンに基づいた計画的な研修の実施等により、技術力の継承と人材の育成を推進しました。 【OFF-JT】受講件数14件 受講者数 14名(延べ人数16名)(水道技術者研修会Aコース 他) 【OJT】ワークトライアル研修 3件 23名(ガス・水道施設の6ヶ月検査 他) 【技術系資格保有者数】 令和5年度末 57人 131件 令和6年度末 59人 140件(令和6年度中では19件の資格の取得がありました。) 令和7年度末 62人 125件(令和7年度中では6件の資格の取得がありました。)											
	課 題	職員の技術向上を狙った研修を継続的に実施していますが、実際の現場における緊急対応の実効性確保が課題です。 また、職員の異動による、職場の変更により、技術系資格保有度数の数値向上を計画的・効果的に実施することが課題であります。											
	今 後 の 組	実施する研修等の調整管理を引き続き行い、技術力の継承と人材の育成を推進することにより、緊急対応の実効性向上に努めます。 また、引き続き人材育成ビジョンに基づき、計画的な研修を実施して、技術力および実践力の維持向上を図っていきます。											

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)③	経営戦略 ページ数	P41	所管課	営業料金課							類 型	評 価
施 策 名		料金の支払方法の多様化										Ⅱ	B	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 料金の支払方法を多様化し、お客さまサービスの向上を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 多様なキャッシュレス決済の導入により、お客さまの利便性が向上しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 近年では、コロナ禍を契機とした非接触による対応や事務の効率化を図るためDXが求められており、各種料金の支払方法についてキャッシュレス決済等の導入が進んでいます。また、千葉県企業局では令和5(2023)年1月からクレジットカード払いが導入されています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 令和2(2020)年10月からスマホ決済によるキャッシュレス決済を導入しました。現在、約70%のお客さまが口座振替、約30%のお客さまがコンビニや金融機関での納付書払い、納付書払いのうち約15%のお客さまがキャッシュレス決済をご利用という状況です。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 現状のキャッシュレス決済にとどまらず、ICT技術の進展などの社会情勢を注視し、更なる利便性の向上を図るため、支払方法の多様化の検討が必要です。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	新たな支払方法としてクレジットカード払い等の導入の検討を行い、支払方法の多様化に取り組みます。 また、キャッシュレス決済に関する情報発信を積極的に行い、現状納付書払いを選択されているお客さまに対し、キャッシュレス決済の選択肢を拡大し利便性の向上を図ります。 なお、オンライン納入通知書等の新たな取組についても今後検討します。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	クレジットカード払いの導入	目 標 値		検討	導入	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値		検討	導入準備									
	令和7年度 の取組	金融機関窓口における納入通知書払いが縮小傾向にあるなか、口座振替の推奨に加え、お客様の利便性向上を図るため、令和7年12月からネット銀行での納付取扱いを開始しました。 一方、令和7年度中の導入を予定していたクレジットカード払いについては、検討を重ねた結果、導入時期を見直すこととしました。その理由は、これまで地方税のみを対象としていたeLTAX(エルタックス)において、令和8年9月以降に公営事業会計に属する公金も対象となる方針が国から示されたためです。クレジットカード払いをeLTAXを通じて導入することで、より幅広い公金に対応できることから、サービス向上の観点を総合的に勘案し、eLTAXの導入時期に合わせて一体的に整備することとしました。 なお、導入にあたっては料金システムの改修が必要となることから、既存システムの更新時期にあたる令和9年度を目標として定めました。 【eLTAX(エルタックス)とは】 地方税に関する手続きをインターネットで行える地方税ポータルシステムです。地方税共同機構が運営しており、電子申告・電子申請・共通納税(一括納付)などの機能を提供しています。 導入のメリットとして、クレジットカード払い対応に加え、現在縮小傾向にある金融機関窓口での収納に対して取り扱い窓口が拡大することで利便性向上に繋がるものと考えています。												
		課 題	令和9年度に予定している料金システムの更新と合わせてeLTAXが導入できるように準備を進める必要があります。その際に導入の進捗や新システムにおける仕様の精査などについて継続的な管理に努める必要があります。 また、納付書取り扱い金融機関において窓口収納業務が縮減傾向にあることから、今後料金支払サービスの利便性が低下しないように、地方税以外の公金へ取扱い範囲を拡大する国の方針が決定したeLTAXのさらなる活用や、新たな公金支払いサービスの導入など、お客様が選択可能な収納方法の拡充に向けた調査・導入検討が継続的な課題となります。											
今後 の取組	料金システムの更新において、eLTAXとの収納連携機能実装に向けて選定業者及び各関係機関と調整を図り、令和9年度中の導入に向けて準備をまいります。 また、オンライン納入通知書等の導入に向けて、公金支払いのポータルサイト等の情報収集及び関係機関と協議を進める等、お客様の支払い方法の選択肢拡充によるサービス向上を検討していきます。													

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)④	経営戦略 ページ数	P43	所管課	営業料金課	類 型	評 価
施 策 名		地域福祉への貢献					Ⅱ	A
施 策 内 容	施 策 の 目 的 および10年後の 目 指 す 姿	➤施策の目的 高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、検針時の声かけを通して高齢者の孤立感の解消や異変の早期発見などに努め、地域福祉へ貢献することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 地域から孤立しやすい独居の高齢者世帯または高齢者のみの世帯のお客さまへ検針時に声かけを行い、ゆるやかに見守ることを通じて、地域に愛され、選ばれる事業者になっています。						
	現状と課題	➤国や社会の動向 高齢者数の増加が予想され、独居の高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市の高齢者支援課が行う高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、高齢者見守りネットワークの趣旨である「日常業務の中で地域の高齢者をゆるやかに見守る」ものとして、また地域福祉の一助として、平成30(2018)年10月から希望するお客さまに対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡しする「検針時高齢者声かけサービス」を実施しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 このサービスが必要な方に利用していただくための周知方法の検討が必要です。						
	目的達成および 課題解決のため の 取 組	関係部署などとの連携や広報紙による周知を実施するなど、引き続き効果的な周知を図っていきます。						
令和7年度の 進捗状況	令和7年度の 取 組	市のホームページや広報あじさいでのPRに加え、イベントでのチラシ配布を行い、高齢者声かけサービスの周知に努めました。 また、利用者にアンケートを行い、利用状況を調査しました。 【令和8年3月末時点の利用者数:0名(3事業全体:5名)令和7年度新規利用開始:0名(3事業全体:1名)】						
	課 題	サービス内容についての問い合わせはありますが、独居の方において緊急連絡者が見つからないために利用申請に至らないケースがあります。 緊急連絡者から申請された場合には、利用者がサービスの利用を認識していないケースもあります。						
	今 後 の 取 組	必要な方に必要な情報が行きわたるよう、引続き効果的な周知を図ります。 また、毎年度利用者にアンケート調査を実施し、サービス向上に繋げます。						

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑤	経営戦略 ページ数	P44	所管課	営業料金課	類 型	評 価						
								指標1	指標2					
施 策 名		ICTを活用したお客さまの利便性の向上						Ⅱ	A	B				
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 開閉栓や口座振替の申込、検針情報のICT化により各種手続きを簡略化し、お客さまの利便性やサービス向上につなげることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 ICTを活用した、各種申請のオンライン化に努めるとともに、検針票のオンライン化（ペーパーレス化）を推進し、お客さまの利便性やサービス向上を図っています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 デジタル庁の開設や行政手続きのDX化などICTの活用が推進されています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 これまで、スマートフォン等によるキャッシュレス決済を導入するなど、デジタル化を促進してきた一方で、開閉栓の受付や口座振替の申込みといった手続きについて、現状、電話や書面での対応となっています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 今後も、デジタル化をより一層推進することにより、お客さまサービスの向上と業務効率化を図っていく必要があります。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	現在、電話や書面での対応となっている開閉栓の受付や口座振替の申込みといった手続きにおいて、オンラインでの受付を検討します。 また、紙で発行・投函している検針票については、料金や使用量等の情報がお客さまにて取得できるオンラインサービスを検討します。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	①	開閉栓オンライン受付	目 標 値		実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
			実 績 値		実施	▶								
	②	検針票オンラインサービス	目 標 値		検討	▶	▶	導入	▶	▶	▶	▶	▶	
			実 績 値		一部検討	導入準備								
	令和7年度 取組		①開閉栓オンライン受付 令和6年6月より開始した、ちば電子申請サービスを用いた開閉栓オンライン受付の利用促進のため、広報あじさい等を利用した周知に取り組みました。（令和7年度の3事業合計利用者数実績1,847件）。 ②検針票オンラインサービス 令和9年4月の料金徴収等業務委託の更新に向け、令和7年に業者選定を行いました。その中で、検針票オンラインサービスなどのICTを活用したお客さまサービス向上と業務効率化に向けて導入調整及び協議を実施しました。											
	課 題		①開閉栓オンライン受付のさらなる利用促進を図るため、広報習志野等の市が発行する媒体の活用を検討する必要があります。 ②検針票オンラインサービスの導入に向けて他市事例の調査を進め、方法や記載する内容を精査する必要があります。											
	今 後 の 組		①②令和9年4月の料金徴収等業務委託の更新に向けた調整及び選定した業者との協議を実施し、ICT化によるお客様サービス向上及び業務効率化に向けて取り組むとともに、広報習志野等の市が発行する媒体の活用等を活用につなげて参ります。											

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑥	経営戦略 ページ数	P46	所管課	企業総務課	類 型	評 価
施 策 名		様々な媒体を活用した広報活動の実施					Ⅱ	A
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 広報紙およびインターネット等を活用して広報活動を行うことにより、お客さまの適切な水道の使用を推進するとともに、企業局に対するお客さま満足度の向上を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 企業局の水道事業について必要な情報を、分かりやすく、素早く、効果的に取得できるようになり、お客さまに信頼される水道事業者としての地位を確立します。						
	現状と課題	➤国や社会の動向 広報紙の配布は新聞折込を中心としてきましたが、新聞購読者が年々減少しています。また、ICTの発展により情報伝達手段が多様化しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 企業局広報紙「広報あじさい」の年4回の発行やホームページによる情報発信を定期的に行っています。また、災害や事故等発生時の情報発信方法として緊急情報サービス「ならしの」、X(旧Twitter)を活用しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。						
	目的達成および 課題解決のための 取 組	広報紙の発行やホームページによる情報発信を継続的に実施します。また、SNSや動画を活用した広報活動を実施します。ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。						
令和7年度の 進捗状況	令和7年度 の取組	「広報あじさい」の年4回の発行やホームページによる情報発信を定期的に行いました。また、災害や事故等発生時の情報発信方法として緊急情報サービス「ならしの」、市公式X、市公式LINE、市公式YouTubeを活用し迅速に発信し、企業局に対するお客様満足度の向上とともに水道事業者としての信頼の確保に努めました。 令和7年度には、これまで管理課から発信していた市公式Xと市公式LINEについて、情報の即時性を高めるため各課発信できるようアカウント等の周知を行いました。 また、「広報あじさい」ポスティングサービスの周知のため、令和6年度から不定期で検針票の通信欄にお知らせを掲載しています。その他、船橋市の需要家向けに、JR津田沼駅自由通路と京成バス三山入口バス停前「みんなの掲示板」へのポスティングサービス周知ポスター掲示、三山市民センターへの「広報あじさい」の配架を行っています。						
	課 題	ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。 SNS等による発信では情報の正確性を担保するために即時性が失われてしまうことがあるので、正確性と即時性のバランスについて注意していきます。						
	今後 の取組	SNSや動画を活用した情報発信を強化していくと共に、ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。						

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)㉗	経営戦略 ページ数	P47	所管課	公営企画課						類 型	評 価	
施 策 名		脱炭素への取組										Ⅱ	A	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 習志野市温暖化対策実行計画に基づき、CO2排出量の削減を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 使用する電気について、PPA等による再生可能エネルギーを活用することでCO2排出ゼロの電気を使用しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。 これを受け、政府は平成27(2015)年7月に令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26.0%減(平成17(2005)年度比で25.4%減)とする国の新たな地球温暖化対策計画を策定しました。令和3(2021)年10月、国は令和12(2030)年度における温室効果ガスを平成25年度比で全体として46%削減することを表明し、同月閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことが明記されました。 また、千葉県では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とする第4次計画「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編～千葉県庁エコオフィスプラン～」を策定し、平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年度に県の事務・事業に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を40%削減し、温室効果ガス排出量を34%削減することを目標としています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市では、平成11(1999)年度に第1次実行計画「習志野市エコオフィスプラン」(平成11(1999)年度から平成15(2003)年度)をスタートし、その後、第2次実行計画「習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成16(2004)年度から平成20(2008)年度)」、第3次実行計画「習志野市地球温暖化防止実行計画(平成21(2009)年度から平成30(2018)年度)」を通して、温室効果ガスの削減に努めてきました。さらに、令和4(2022)年度には、これまでの実行計画の取組をもとに、市自らの事務事業に係る地球温暖化対策を推進するため、令和元(2019)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする第4次実行計画「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、推進しています。 企業局においては、当該実行計画に基づき節電や使用する紙の節約に努めるとともに、令和4(2022)年度から、新たに、カーボンニュートラル都市ガスの導入を開始しました。 なお、企業局全体(3事業合算)におけるエネルギーの使用を起源とするCO2排出量は、令和4年度実績で6,224t-CO2であり、主に電力使用による排出の割合が多い状況となっています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 企業局におけるCO2排出量の大多数を占める電力使用に関する削減策として、事業活動で使用する電気を再生可能エネルギーとする等のPPA事業について、実現可能性の検討が必要です。												
	目的達成および 課題解決のための 取 組	PPA事業の可能性および実施スキームについて検討します。												
	令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
PPA導入検討		目 標 値		導入検討	検討結果 整理									
		実 績 値		導入検討	検討継続									
令和7年度 の 取 組		東京ガス株式会社と締結した「カーボンニュートラルの取組に向けた包括連携協定」及び「太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書」に基づき、PPAによる太陽光発電設備の導入可能性について、調査を実施しました。 ※令和6年9月2日より、「カーボンニュートラル都市ガス」から「カーボンオフセット都市ガス」に名称が変更となりました。 なお、令和6年9月1日以前の内容においては、旧名称「カーボンニュートラル都市ガス」を使用しています。												
課 題		津田沼浄化センターへPPAを導入することで約20%の電力をCO2フリー化することができる一方で、不随費用の発生や電力料金が引きあがるため、費用対効果や導入障壁を詳細に検討する必要があります。また、PPA導入では全電力を再生可能エネルギーで賄うことはできないため、CO2排出量をゼロにすることができないことが課題です。												
今 後 の 組	費用対効果やスキームの精査を通じて引き続きPPA導入検討を行うとともに、先進事例や市場・業界の動向を注視していきます。 あわせて、非PPA電源である残りの約80%の電力についても有効な対策の検討を開始します。													

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(3)①	経営戦略 ページ数	P50	所管課	ガス水道建設課	類 型	評 価					
								指標Ⅰ	指標Ⅱ				
施 策 名		水道管の耐震化					I	A	B				
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➢施策の目的 水道管路の耐震化を推進することで、地震災害時も漏水事故および断水被害を最小限に抑えることができる水道管路の整備を目的とします。 ➢10年後の目指す姿 耐震化を図ることにより、災害時の断水区域を最小限にとどめ避難所や防災拠点などへの安定給水を可能とする管路の整備を推進しています。特に、「習志野市企業局水道本支管長期整備方針」で定める重要給水施設（千葉県済生会習志野病院、市立第二中学校、津田沼医院）への管路線の耐震化率100%となっています。											
	現状と課題	➢国や社会の動向 厚生労働省では、平成25（2013）年3月に「新水道ビジョン」を公表し、目指すべき方向性の一つとして「強靱な水道」をあげ、自然災害などによる被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道を理想像として掲げています。 ➢これまでの「取組」と「現状」 水道管の耐震化は、地震被害想定からの断水結果を基に、断水区域を最小限にとどめるよう効果的、効率的な耐震化の推進を行ってきました。これまでの耐震化の推進により、主要な水道管である基幹管路の耐震適合率は令和4（2022）年度末で59.9%となっています。整備対象となる耐震適合性のない水道管の残存数量は、令和4（2022）年度末で173,667mです。今後も、地震災害時に断水被害を最小限にとどめるよう耐震化を推進することが必要です。 ➢「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 基幹管路は管口径が大きいため口径の小さい工事と比較して、材料費や施工費用が高値となる傾向があることや1日当たりの施工量が少なくなるため工事が長期となることに留意しなければなりません。このことから、管路の重要度などにに基づき優先順位を定めて管路の耐震化を進める必要があります。											
	目的達成および 課題解決のための 取 組	基幹管路における耐震適合性のない水道管10,391mについては、令和26（2044）年度までに耐震化が完了するよう更新します。このうち、「習志野市企業局水道本支管長期整備方針」で定める重要給水施設への管路線については、令和11（2029）年度までの耐震適合率100%に向け推進します。 また、工事を複数年度にわたって整備を実施することで、事業費の平準化および事業期間の短縮を図り、交通規制などによる社会的影響の低減化に努めていきます。											
		指標名	基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
①	基幹管路の耐震適合率（％）	目 標 値		62.2	62.2	62.2	68.3	68.3	69.5	69.9	71.8	71.8	73.3
		実 績 値	59.9	62.3	62.4								
②	重要給水施設管路線の耐震適合率（％）	目 標 値		91.9	93.5	93.5	93.5	93.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実 績 値	82.0	91.2	93.1								
令和7年度の 進捗状況	令和7年度の 取 組	①② 水道管の耐震化に向けて、非耐震管の更新工事を計画的に設計・発注し、令和7年度は基幹管路・重要給水施設管路を含む1,052mの更新を行いました。 また、国庫補助金の交付要綱改定に伴い、新たに補助対象となった事業費について同交付金を積極的に活用し、着実かつ効率的な管路更新を推進いたしました。 ②重要給水施設管路線の耐震適合率 過年度に一部施工範囲を縮小して実施したため、目標値より低く推移していますが、今年度分の事業については予定通り完了しています。縮小した範囲については、今後適切に更新してまいります。											
	課 題	①基幹管路の更新については、口径が大きい管路を更新する工事であり、1日当たりの施工量が少なくなることから工事が長期化すること及び施工費用も高価となることに留意する必要があります。 ①② 近年の原材料価格の高騰により材料価格が上昇していることに加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において規定されている適正な労働賃金への配慮等により、毎年度労務単価が引き上げられており工事費が年々増加傾向にあります。 また、補助金活用においては、まだ実績が不足しているため、国庫補助制度の確実な活用に向けた体制構築が課題となります。											
今後 の 組	今 取	①基幹管路の更新については、補助金の活用や工事を複数年度にわたって実施することで、工事費の抑制及び工事期間の短縮を図り、安定給水を可能とする管路整備に向けて適正な事業推進ができるよう努めます。 ②翌年度にまたがる工期の設定など施工時期の平準化を図りながら、引き続き水道管の耐震化を推進することで強靱な水道施設の構築に努めます。また、重要給水施設管路についても計画的な整備を行い、災害時の被害縮小を図ります。 ①②積極的に補助金を活用し実績を積み重ねることで、確実な事業執行と安定的な財源確保の両立を図ってまいります。											

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(3)②	経営戦略 ページ数		P52	所管課		ガス水道供給課						類 型	評 価
施 策 名		水道施設の耐震化											Ⅱ	-	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 地震災害時にも被害を最小限に抑え、お客さまへの供給の継続を図ることを目的とします。 ➤10年後の目指す姿 平常時はもとより地震災害が発生した際にもお客さまへの供給を継続することができるよう、計画的に水道施設の耐震化を推進し、浄水施設および配水池の耐震化率が100%となっています。													
	現状と課題	➤国や社会の動向 厚生労働省では、地震に強い水道を目指しこれまで以上に水道施設の耐震化の取組を行っていく必要があると考えています。 また、大規模地震等において、水使用における不便、不安が生じないように安定した給水を行うために、水道施設全体を耐震化して被害を未然に防ぐことが求められています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 これまでに、平成13(2001)年度から平成15(2003)年度に第2給水場更新工事、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度に第1給水場更新工事および第4給水場建設工事などを実施し、水道施設の耐震化を進めてきました。その結果、第1給水場浄水施設、第2給水場配水施設、第4給水場全体の耐震化が完了しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 今後は、人口減少などにより有収水量が減少することを考慮し、施設の統廃合を図るとともに、耐震性能を満たしていない施設の耐震化を進める必要があります。													
	目的達成および 課題解決のための 取組	今後も、「習志野市企業局水道施設耐震化方針」および「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」に基づき、更なる耐震化を推進します。なお、今後の有収水量の推計を考慮し、水道施設の統廃合を図った上で設備投資を行います。経営戦略期間における取組として、「第2給水場浄水施設」の耐震化を実施します。													
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末		
	第2給水場浄水施設更新	目 標 値		-	-	設計	▶	▶	工事	▶	▶	-	-		
		実 績 値		-	-										
	令和7年度の 取組	令和8年度の早期に更新工事基本設計業務委託を発注できるように、関係課と協議を重ねました。													
	課 題	新局舎建設等の影響により、当初予定していなかった、配管や電線の切り直し工事が発生し、基本設計の仕様の見直しを行いました。 今後も課題が発生したときには、関係課と連携を密に取り合いながら、対処していく必要があります。 実施設計及び工事発注についても、従来発注にするか、官民連携事業発注を行うかの検討が必要です。													
今 後 の 取組	令和8年度から9年度の2年間で第2給水場浄水施設更新工事の基本設計業務を実施する予定です。その中で、実施設計及び工事発注について、従来発注にするか、官民連携事業発注を行うか検討いたします。														

第2次習志野市水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号	(3)③	経営戦略 ページ数	P54	所管課	企業総務課 工務管理課	類 型	評 価
施 策 名	災害時対応の強化・関係機関との相互協力					Ⅱ	B
施 策 内 容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 災害時における職員一人ひとりの迅速な対応力・判断力の向上により組織全体としての災害対応力の向上を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 災害時の危機管理体制の充実に努め、万が一の緊急事態が生じて、お客さまの安全が確保され、水道事業運営への支障を最小限にとどめることができる状態となっています。					
	現 状 と 課 題	➤国や社会の動向 千葉県内の地震、風水害および水質事故等の水道災害時における各種対応については「千葉県内水道災害時対処要領」によって具体的な行動が定められているとともに、応援要請等に関しては、「千葉県水道災害時相互応援協定」を締結するなど、連携強化を図っています。 また、県外の応援体制についても日本水道協会の会員水道事業者による相互応援のルールとして「地震等緊急時対応の手引き」が定められており、過去の大規模な震災を教訓に応援の広域化・長期化にも対応できるように改訂されました。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市ではこれまで、地震災害時を想定した職員出動・情報収集・情報伝達訓練に取り組んできました。また、令和4(2022)年度に「習志野市企業局災害対策要綱」を改定し、現行、組織体制に即した内容へ見直したところです。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 大規模災害時は、本市単独での復旧対応力に限界があることが想定されることから、他事業者や協力会社との連携強化および災害時応援事業者の受入体制の整備が必要です。また、近年の激甚化する自然災害(浸水・停電)を想定した訓練や事業継続計画(BCP)の策定にも取り組む必要があります。					
	目的達成および課題解決のための取組	(1) 危機管理対策マニュアルについて、BCPや受入計画の整備および定期的な点検や見直しの定着化を図ります。 (2) 他事業者との情報共有(連絡担当者会議等)や災害訓練(情報伝達訓練など)に参加し協力・連携の強化を図ります。 (3) 習志野市企業局災害対策要綱に基づいた役割(非常体制)での訓練を実施し、部・課を超えた連携協力を図ります。					
令和7年度の進捗状況	令和7年度の取組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 実情に即した「習志野市企業局災害対策要綱」とするため、前年度に各所属へ点検を依頼し、点検結果に基づき令和7年4月1日付けで改定を行いました。 また、本要綱は年度内に1回程度の点検を実施することとしているため、次年度の改定に向け各所属へ点検を依頼しました。 【災害訓練について】 令和7年11月に企業職員を対象として、地震発生から24時間経過後までの初動対応で自身のとるべき行動や役割を認識することを目的とした防災訓練を実施しました。 また、「災害時における復旧応援に関する覚書」に基づき、令和8年2月に覚書締結事業者との連携強化を図るための災害出動訓練を実施しました。					
	課 題	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 「習志野市企業局災害対策要綱」の見直しにあたっては、ガス事業・水道事業・下水道事業間で整合性・統一性を図る必要があります。また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについての策定を行い、各マニュアルの点検・見直しの定着化を図る必要があります。 【災害訓練について】 災害訓練を実施した際の課題等を踏まえ、より実践的で充実した訓練となるよう、実施手法等の検討が必要です。					
	今後の取組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 令和7年度に行った点検・見直しの手法を踏襲または向上させ、常に現状に即した「習志野市企業局災害対策要綱」となるよう点検・見直しを実施します。また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについては、早期の策定に向け関係各課と協議を行っていきます。 【災害訓練について】 実践的で充実した災害訓練を実施し、職員の防災意識の高揚や協力会社との連携強化を図っていきます。					